

岩手県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人親和会	下閉伊郡山田町 船越第9地割5 番地2	下閉伊郡山田町 山田第1地割11 番地3	小規模多機能センターやすらぎ	下閉伊郡山田町 船越第6地割15 番地2	下閉伊郡山田町 船越第6地割 137番地4	平成24年7月31日

2 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人親和会	下閉伊郡山田町 船越第9地割5 番地2	下閉伊郡山田町 山田第1地割11 番地3	小規模多機能センターやすらぎ	下閉伊郡山田町 船越第6地割15 番地2	下閉伊郡山田町 船越第6地割 137番地4	平成24年7月31日